

下記の項目について確認し、「後援等承認及び教育長賞交付申請書」に添えて提出をお願いいたします。

※後援等の承認には、全ての要件を満たしていることが必要です。

※「承認基準確認書」は、承認基準について申請書提出前に自己チェックしていただくための様式です。

※すべての項目に○印を記載されていた場合でも、審査の結果、後援等をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

| 承認の基準 | | 申請者 確認欄 (○/×) | 教育 委員会 確認欄 |
|-----------------|---|---------------------|------------------|
| 1 主催者に関する基準 | 【1】 次のいずれかに該当する者であること。 ア 国、地方公共団体又は公共的団体 イ 公益的法人又はこれに準ずる団体 ウ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会等 エ 市民の教育又は文化の振興に寄与すると認められる活動を行う者 オ 新聞社、放送局等の報道機関 カ 民間の企業等 キ アからカまでに準ずると認められる者 | | |
| | 【2】 所在が明確であり、事業を遂行する能力を十分に有すると認められること。 | | |
| | 【3】 宗教団体・政治団体およびこれらに類する団体（構成メンバー等からこれらの団体と同種と判断できる関連団体を含む。）でないこと。 | | |
| | 【4】 暴力団員又は暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者が構成員に含まれないこと。 | | |
| 2 事業内容に関する基準 | 【1】 高い公益性を有し、又は公益を増進する事業であって、市民の教育又は文化の振興に寄与するものと認められること。 | | |
| | 【2】 開催日時、場所等について、事業の開催が確実なものであり、その会場について、公衆衛生、災害防止等において、通常考えられる安全性を具備していると認められること。 （「開催場所の使用許可等手続き」、「感染症に対するの対策」、「食品提供のある事業等については公衆衛生上等の措置」、「スポーツ事業等については、事故防止、救護体制及び、補償（保険等）措置」等について必要な手続きおよび適切な措置が講じられている など。） | | |
| | 【3】 大分市内で開催されるものであること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市の施策を広く一般に周知できる等、本市の行政目的の達成のために必要であると認められる事業については、この限りではない。 | | |
| | 【4】 入場料、参加料等が徴収される場合は、徴収される額及び徴収する目的が適正かつ明確であるもの。 （入場料・参加料等有料の場合は「収支予算書」を添付してください。） | | |
| | 【5】 特定の者を対象とした事業、発表会等の私的な事業、参加者の親睦を目的とした事業でないこと。ただし、これらの事業の効果が広く市民に波及すると認められるものについてはこの限りではない。 | | |
| | 【6】 特定の思想・宗教・政治的信条等の浸透を目的とすると認められる事業でないこと。また、委員会がそれらの浸透を助長すると市民から疑念を受けるおそれのある事業でないこと。 | | |
| | 【7】 営利又は特定の団体の宣伝、会員等の勧誘、売名を目的とすると認められる事業でないこと。 | | |
| | 【8】 公序良俗に反する事業その他社会的な非難を受けるおそれのある事業でないこと。 | | |
| | 【9】 行政の中立性を損なうおそれがあると判断される事業でないこと。 | | |

確認年月日： 年 月 日

確認者（申請団体等の担当者）の氏名：

承認等の通知受領希望日： 年 月 日

※原則として申請書提出日から起算して40日以降の日